

電気事業法に係る立入検査結果

令和元年度第3四半期（10月～12月）の状況

<今期検査結果の概要>

今期は事業用電気工作物6事業場、自家用電気工作物10事業場の立入検査を実施しました。その結果、次の事項を指摘しました。

なお、指摘した事項については、検査を実施した日から原則30日以内に改善の報告を求め、改善状況について確認しています。

<今期検査の実施事業場数等>

検査実施事業場数	うち指摘事項等のあった事業場数
16	7

<主な指摘事項等>

指摘事項	該当条文等	指摘件数
構内に取扱者以外の者が立ち入らない措置が講じられていない場所がある	電技省令23条	1
発電所の出入口に施錠がない場所がある	電技解釈第38条	1
発電所の出入口に立入危険表示がない	電技解釈第38条	2
構内配電線路に植物が接触している	電技解釈第79条	1
保安規程変更届出書が提出されていない(組織図など)	保安規程	2
保安規程に基づく年次・月次点検記録の一部が確認できない	保安規程	1
年次点検が実施されていない(引込柱の接地抵抗測定)	保安規程	1
発電所の電気設備に関する日常巡視点検の基準・記録がない	保安規程	1
電気主任技術者の代務者が指名されていない	保安規程	2
保安規程に基づく訓練が実施されていない	保安規程	1
過去実施した立入検査指摘事項に対する改善終了報告書が提出されていない	その他	1